

課題シート「今後の財政運営のあり方」

〔所管〕政策経営部財政課・会計管理室会計課

課題の背景・課題とした理由

- 1 リーマン・ショック以降の景気の低迷に加え、欧州の財政危機や東日本大震災の発生など不透明で厳しい経済動向の中、区の財政は極めて厳しい状況であり、今後もこうした状況が続くことが予想される。
- 2 区民の安全・安心を確保するための防災対策への取組、少子高齢化に対応した福祉施策の充実や将来に向けたまちづくりなど、基本構想の実現に向けた取組を着実に実施するとともに、新たな行政需要に対応するためには、財政の健全性を保ちつつ持続可能な財政運営を確保する必要があることから、新たに策定した「杉並区総合計画（10年プラン）」において、以下の五つのルールを定めたところである。

- (1) 経常収支比率について80%以内を目指します。
- (2) 歳入歳出の決算剰余金が生じた場合に、当該剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立て、今後の行政需要や災害対策に活用していきます。
- (3) 金利動向等を見据え、繰上償還を行い、公債費の軽減に努めていきます。
- (4) 基金と区債をバランス良く活用して必要なサービスを持続的に提供していきます。
- (5) 区債は、原則として赤字区債を発行せず、建設債の発行にあたっては、財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して行います。

- 3 上記の財政運営のルールを踏まえ、持続可能な財政運営の仕組みを早急に構築する必要がある。
- 4 区議会からは、「財政調整基金について、一定額を超えた部分については、大規模災害などのいざという時以外は処分しない（取り崩さない）ことを前提に資金運用を行っていったらどうか。」という提案があった。

現時点での区のお考え方・方向性

10月以降に本格化する「平成25年度予算」の編成作業に向けて、以下の考えに基づいた財政調整基金の運用の仕組みを構築する。

- (1) 上記2(2)のルールにより、財政調整基金が本来有する機能である、災害対応など将来の行政需要に備えるための機能をより明確にする。
- (2) 基金の運用については、これまでと同様に他の積立基金を合わせた基金総合を基本とする。

添付資料

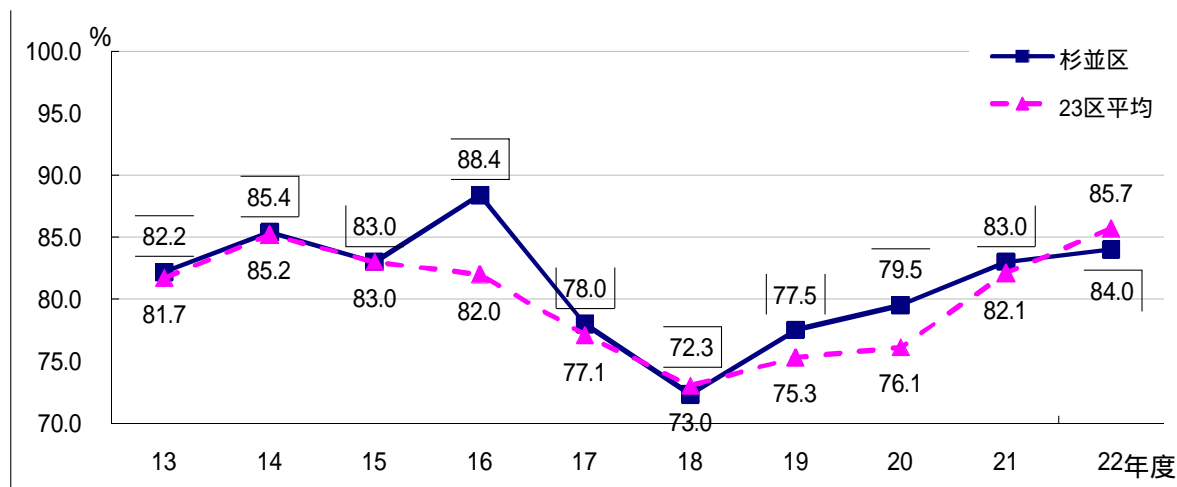
資料5 - 1	区の主な財政指標の推移
資料5 - 2	区の財政状況の推移（歳入、歳出）
資料5 - 3	基金の運用状況（資金管理実績）
資料5 - 4	杉並区資金管理方針 / 平成24年度資金管理計画
資料5 - 5	港区の「平成21年度公金管理運用計画」

その他特記事項

区は、次代を担う子ども・青少年の国内外の交流やスポーツ、文化・芸術等の事業への参加を支援することにより、次世代の健やかな成長を図ることを目的として、平成24年4月に「次世代育成基金」を創設した。創設時の基金総額は、3月末日までの減税基金の運用益（約74百万円）を積み立て、今後は、基金創設の趣旨や基金の目的を広くPRすることにより、区民や区内事業者等からの寄付を募っていくこととしているが、継続性と安定性を確保するため、財政調整基金の中長期的な運用益の一部を次世代育成基金に積み立てていくことが検討課題となっている。

区の主な財政指標の推移

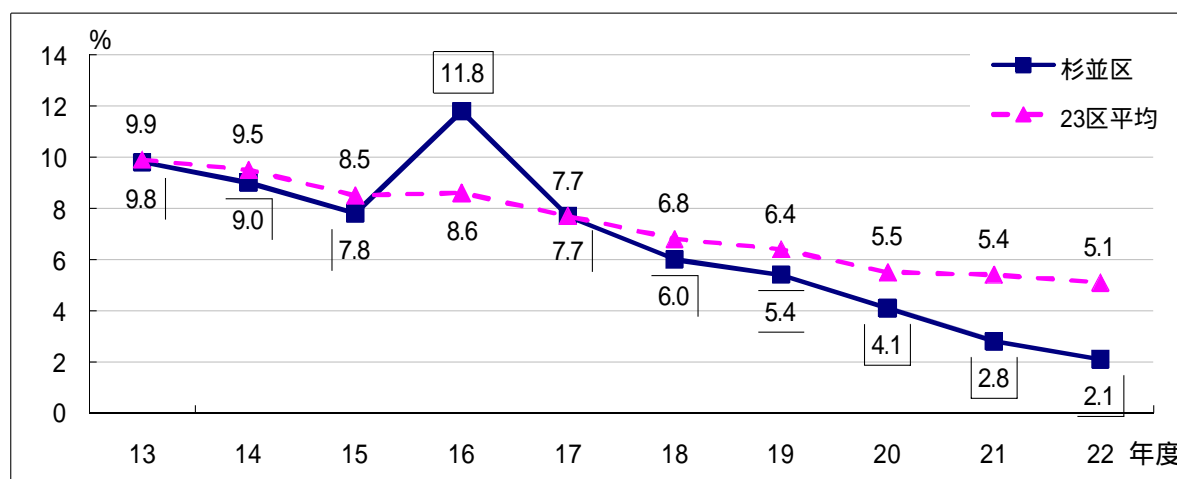
1. 経常収支比率の推移



	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
杉並区	82.2	85.4	83.0	88.4	78.0	72.3	77.5	79.5	83.0	84.0	
23区平均	81.7	85.2	83.0	82.0	77.1	73.0	75.3	76.1	82.1	85.7	

23年度は見込額

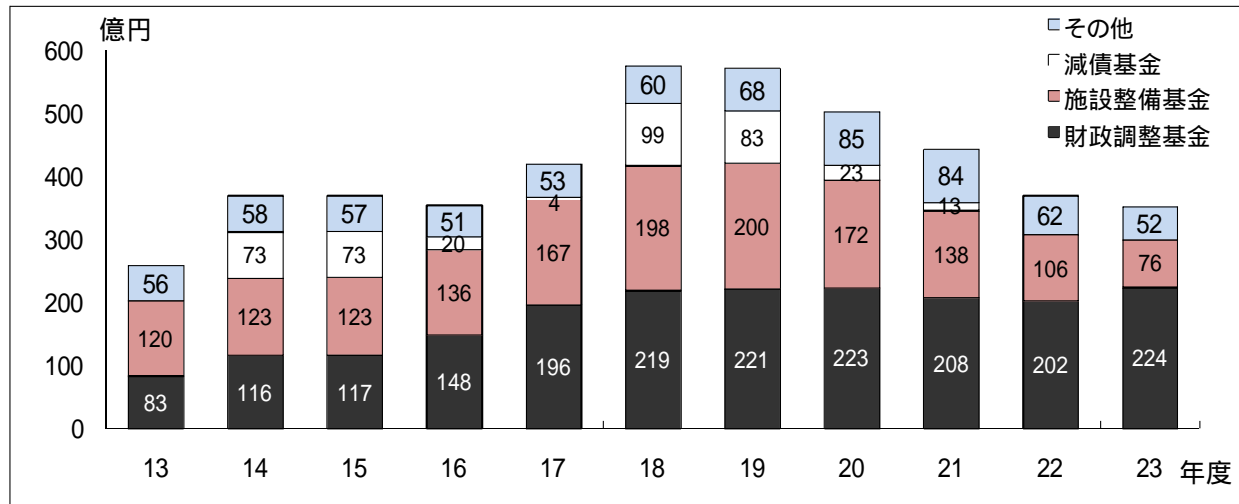
2. 公債費比率の推移



	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
杉並区	9.8	9	7.8	11.8	7.7	6	5.4	4.1	2.8	2.1	
23区平均	9.9	9.5	8.5	8.6	7.7	6.8	6.4	5.5	5.4	5.1	

23年度は見込額

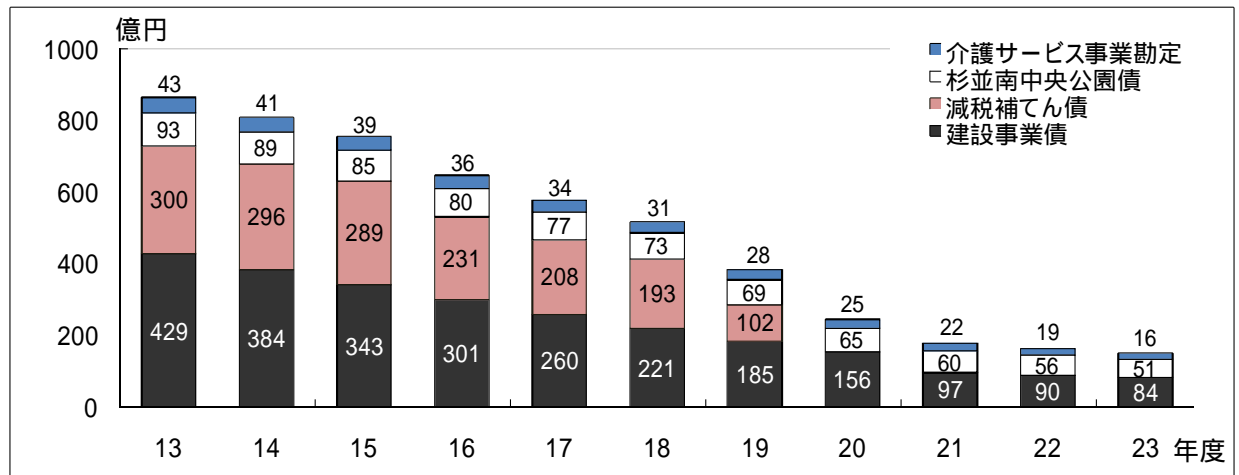
3. 基金残高の推移



	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
財政調整基金	83	116	117	148	196	219	221	223	208	202	224
施設整備基金	120	123	123	136	167	198	200	172	138	106	76
減債基金	0	73	73	20	4	99	83	23	13	0	0
その他	56	58	57	51	53	60	68	85	84	62	52
合計	259	370	370	355	420	576	572	503	443	370	352

23年度は見込額

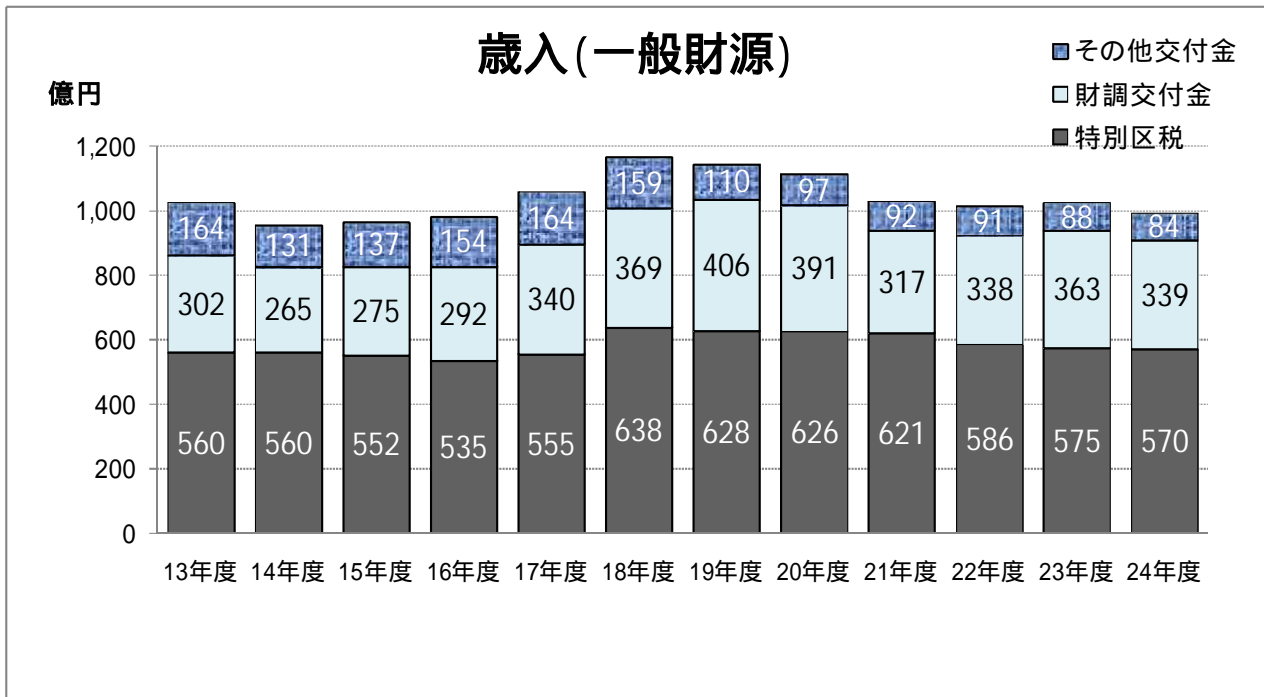
4. 区債残高の推移



	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
建設事業債	429	384	343	301	260	221	185	156	97	90	84
減税補てん債	300	296	289	231	208	193	102	0	0	0	0
杉並南中央公園債	93	89	85	80	77	73	69	65	60	56	51
介護サービス事業勘定	43	41	39	36	34	31	28	25	22	19	16
合計	865	810	756	648	579	518	384	246	179	165	151

23年度は見込額

区の財政状況の推移(歳入、歳出)

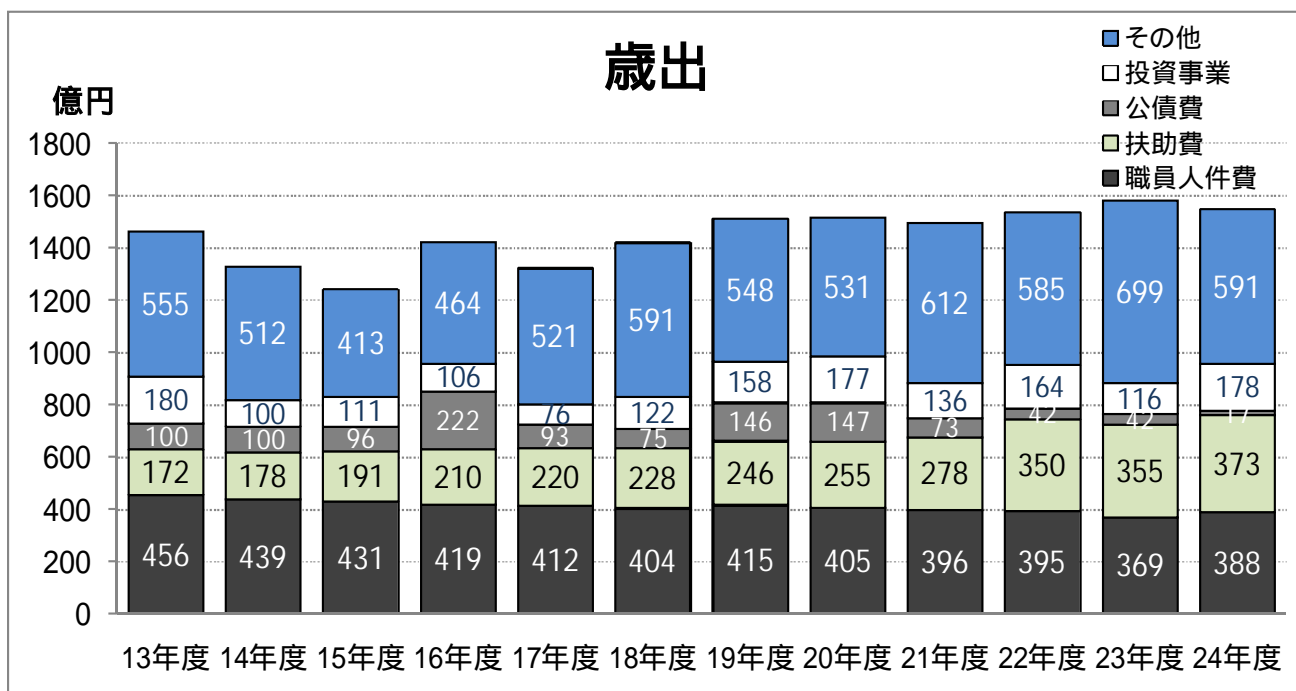


単位: 億円

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
特別区税	560	560	552	535	555	638	628	626	621	586	575	570
財調交付金	302	265	275	292	340	369	406	391	317	338	363	339
その他交付金	164	131	137	154	164	159	110	97	92	91	88	84
一般財源歳入計	1,026	956	964	981	1,059	1,166	1,144	1,114	1,030	1,015	1,026	993
指数	92	86	87	88	95	105	103	100	92	91	92	89

平成22年度までは決算額、平成23年度は見込額、24年度は当初予算額

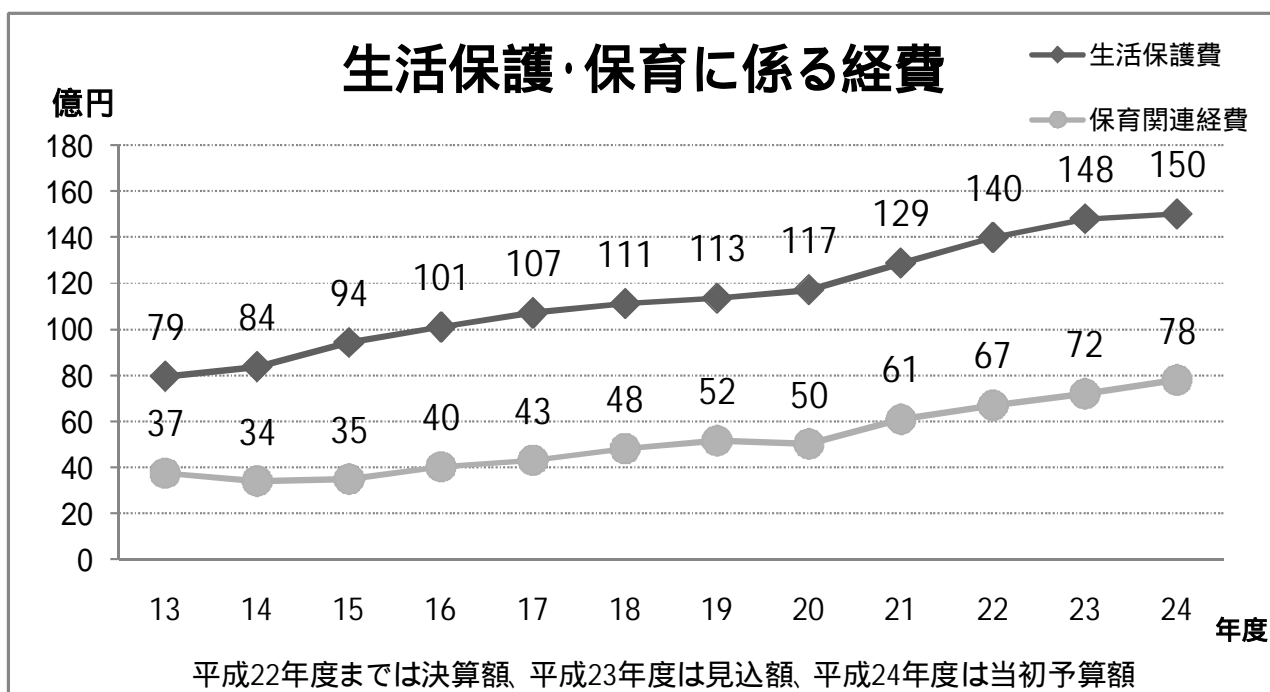
指数は平成20年度を100とした数値



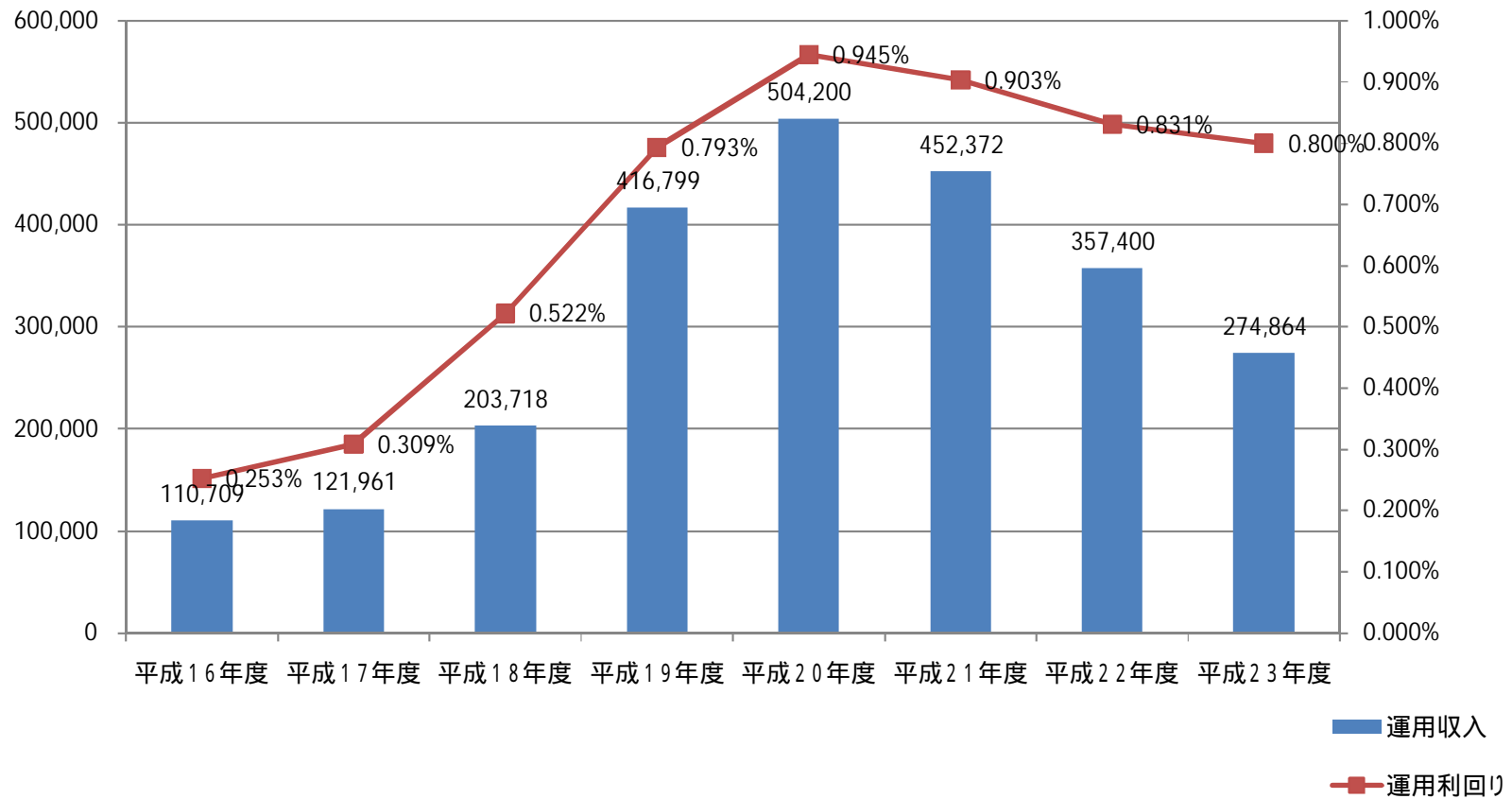
単位: 億円

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
職員人件費	456	439	431	419	412	404	415	405	396	395	369	388
扶助費	172	178	191	210	220	228	246	255	278	350	355	373
公債費	100	100	96	222	93	75	146	147	73	42	42	17
投資事業	180	100	111	106	76	122	158	177	136	164	116	178
その他	555	512	413	464	521	591	548	531	612	585	699	591
歳出計	1,463	1,329	1,241	1,420	1,322	1,420	1,513	1,515	1,496	1,536	1,581	1,547
指数	97	88	82	94	87	94	100	100	99	101	104	102

平成22年度までは決算額、平成23年度は予算額(補正4号までの財政計画額)、24年度は当初予算額
 指数は平成20年度を100とした数値



基金の運用状況(資金管理実績)



平成23年度は見込数値
減税基金を含む
中途売却による売買収入を除く

杉並区資金管理方針

杉並区は、資金を安全かつ効率的に保管運用するために、杉並区資金管理方針を次のように定める。

1 方針の目的

会計管理者が管理する資金（歳計現金・歳入歳出外現金（以下「会計総合」という。）及び基金に属する現金）については、本方針に基づき、安全性の確保を最重要視するとともに、流動性をあわせて確保し、効率的な資金管理を行うことを目的とする。

2 資金管理の基本原則

（１）資金管理の基本的視点

元本を確実に保全し「安全性」を確保する。

支払準備金に支障が生じないよう「流動性」の確保に努める。

運用の収益性に配慮し、「効率性」の確保に努める。

（２）保管・運用の原則

資金の保管・運用にあたっては、流動性が要求される支払準備金等は、決済性預金での運用を中心とするが、中・長期での運用が可能な資金については、債券や定期性預金等での運用を行う。

なお、債券や定期性預金等での保管・運用を行う場合には、満期償還期限の保有を原則とする。

ただし、次の場合に限り、運用中の預金の解約、債券の売却を行うことができることとする。

金融機関の経営状況の悪化や債券の発行体の信用力の悪化に伴う損害を回避する場合

資金需要や目的に従って資金を取り崩す場合

効率性を確実に向上させるため、商品の入れ替えを行う場合

（３）競争性の導入

資金の保管・運用にあたっては、金融機関等による引き合いなどの公平・公正な競争を導入し、効率性を高める方法を採用する。

3 資金管理の具体的方法

（１）資金運用方針及び実績の報告

会計管理者は、毎年度、資金の保管及び運用の方針（資金管理計画）を作成し区長に報告する。

会計管理者は、毎年度の資金運用実績を区長に報告する。

(2) 運用する金融商品の考え方

資金を運用する金融商品は、元本が損なわれることを避けるため、安全性の確保を最優先するとともに、加えて、効率性、運用収益の最大化、及び流動性にも十分配慮する。

(3) 運用商品の運用期間

預金

預金による運用期間の上限は2年までとし、会計管理者はその範囲内で運用する。

債券その他の商品

償還の期間の上限は10年までとし、運用期間は基金の構成やポートフォリオ並びに金利情勢等を考慮しながら、その範囲内で運用する。

(4) 運用商品の選択

会計総合

ア 支払準備金は、最も流動性に富んだ保管が要求されるため、普通預金などの決済性預金により指定金融機関に預け入れる。

イ 支払準備に支障のない範囲で長めの運用を図ることができる資金については、指定金融機関等における定期性預金などにより運用を行う。

運用基金

当該基金は、日々の支払いや貸付に使用するため流動性が要求されることから、原則として、指定金融機関の決済性預金で運用する。

積立基金

ア 原則として、国債や政府保証債、地方債など元本償還の安全性が高い商品の中から収益性の高い債券等での長期運用を行うが、一定割合は定期性預金、決済性預金など流動性に配慮した運用を行う。

イ 財務状況の変動や基金の性格等にも配慮し、基金総合全体に占める預金の比率は、最低10%を維持する。

ウ 債券運用にあたっては、原則として、債券総額に占める国債、政府保証債、地方債の割合を50%以上とする。

エ 上記イ、ウの基準で運用した残余については、国債、政府保証債及び地方債以外の債券その他の金融商品で運用することができる。但し、債券等の発行体の格付けが、資金管理計画に定める基準を満たしている場合において、運用対象とする。

オ 債券の取得価格は、原則としてパー（額面価格）またはアンダーパー（額面価格未満）とする。なお、金利水準の変化等により債券購入の選択の余地のない場合には、オーバーパー（額面価格超）債券の購入ができる。

(5) 分散運用

運用にあたっては、特定の金融機関や金融商品に集中しないように分散して行う。

分散運用を図るうえで、必要に応じ、一金融機関あたりの預金額等の上限を設けるとともに、満期日や償還日を分散して流動性を確保する。

4 金融機関の選択

(1) 資金運用先である金融機関の選択

取引金融機関は、財務の健全性や地域性、当区との関わりを考慮して選択する。

なお、金融機関の選択にあたっては、金融機関が預金保険法第102条または金融機能強化特別措置法の適用を受けることを前提とする。

金融機関の選択にあたっては、「自己資本比率」、「不良債権比率」、「格付け」等の指標に基づき、経営状況を分析し、預け入れ先を決定する。

(2) 経営状況の分析

資金の預け入れ先である金融機関の経営状況は、3月、9月期の決算期のほか、四半期ごと公表される情報をもとに、健全性、流動性及び効率性の観点から分析を行う。

また、必要に応じ、金融機関からのヒヤリングを行い、情報収集に努める。

(3) 預金の対応

(1)及び(2)の経営状況の分析結果に応じ、預入期間、預入金額の制限や新規預金の制限、中途解約などの対応を検討した結果、一定の制約を加える場合は、基金管理監の意見を聴き、会計管理者が判断する。

(4) 預金債権の借入金債務等との相殺

金融機関の破綻時においては、当区の預金債権が存在し、借入金債務等がある場合に相殺により保全する。

預金債権を相殺により保全する場合には、必要に応じ、区債の「証書借入れの方法による借入れ」の確保を図る。

5 資金管理を行うための体制

(1) 基金管理監の支援、助言

会計管理者は、安全かつ効率的な資金管理を行うため、基金の管理及び処分に関して、基金管理監の技術的な支援及び助言を得ることとする。

(2) 運用結果の公表

資金管理状況は、毎年度、その運用実績をとりまとめ、区民へ公表する。

6 資金管理方針の見直し

この方針は、必要に応じて見直しを行うものとする。

7 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則（施行期日）

本方針は、平成18年1月6日から施行する。

附則

本方針は、平成19年4月1日から施行する。

附則

本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附則

本方針は、平成20年12月17日から施行する。

附則

本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附則

本方針は、平成24年4月1日から施行する。

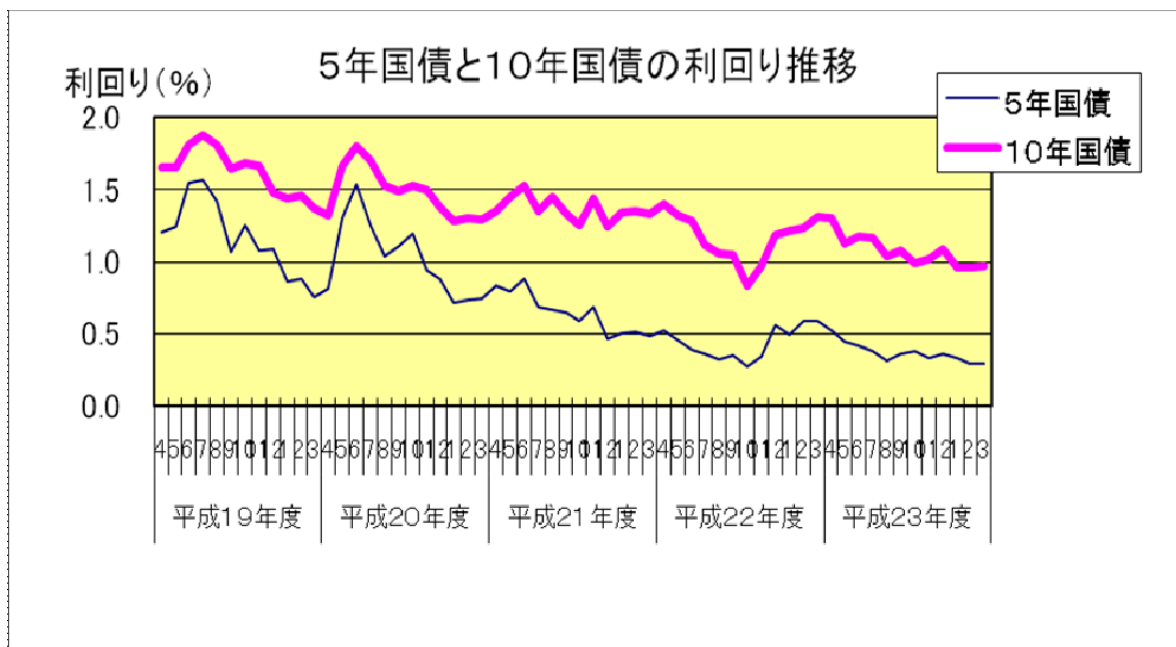
平成24年度資金管理計画

杉並区資金管理方針に基づき、平成24年度資金管理計画を次のとおり定めます。
なお、本計画が対象とする資金は、歳計現金、歳入歳出外現金、基金とします。

1 経済・金利動向と計画策定の考え方

わが国経済を巡る環境は、米国経済に回復の兆しがみられるものの欧州における財政金融の問題が解決するまでにはまだ時間がかかるほか中国の成長鈍化、円高など先行き楽観できない状況が続くと予想されます。このため、わが国においてもデフレからの脱却は当面困難であり、金融政策も現状のゼロ金利政策が維持されると予想されます。日銀においても3月13日開催の金融政策決定会合後の声明で「当面、消費者物価の前年比上昇率1%を目指して、それが見通されるようになるまで、実質的なゼロ金利政策と金融資産の買い入れ等の措置により強力に金融緩和を推進していく」としています。こうしたことから、今年度中に金利上昇局面に転じる可能性は低いと考えます。

平成24年度の資金管理においては、引き続き金融経済の動向や、金利の情勢を注視しつつ、効率的な保管・運用を行います。



2 歳計現金等(歳計現金、歳入歳出外現金、定額の資金を運用するための基金を含む)

(1) 資金収支の見通し

平成24年度の資金収支の状況は、年度当初には賦課の関係など季節的な要因から

区税収入や国民健康保険料収入の減少が見込まれるため、6月にかけて一時的に収支の差がなくなると予想されますがその後は収入が回復し収入超の状況が続くものと予想されます。

(2) 資金運用計画

支払準備金は、流動性預金で保管します。

余裕資金については、定期性預金等を中心に金利動向を考慮しながら保管します。

地方自治法施行令では、歳計現金等は、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないと定められています。

区では「杉並区資金管理方針」に基づき、歳計現金等は、預金での保管を基本とします。日々の支払のための支払準備金については、指定金融機関を中心に、普通預金等の流動性預金で保管します。今年度においても、引き続き収支見込額を精査し支払準備金の圧縮に努め、支払準備金を上回る余裕資金については、安全かつ効率的な運用を図るため、定期性預金等を中心に有利な金融商品で保管します。

なお、定期性預金については、金利動向を見極めながら預け入れ期間の決定を行うこととします。

3 基金(積立基金)

(1) 基金残高の見込み

平成23年度末の積立基金残高約341億円に対し、今年度中に財政調整基金約48億円、施設整備基金約30億円などいくつかの基金の取崩等が予定されているため、平成24年度末の基金残高は約276億円程度と見込んでいます。

基金の状況

(単位：千円)

基金名	施設整備基金	財政調整基金	減債基金	NPO支援基金	社会福祉基金	区営住宅整備基金
23年度末残高	7,604,257	22,360,161	0	15,535	1,049,968	1,776,996
積立予定額	37,469	1,100,367	104,721	2,581	17,470	109,019
取崩予定額	3,079,000	4,850,000	0	2,500	250,000	17,000
24年度末残高	4,562,726	18,610,528	104,721	15,616	817,438	1,869,015
基金名	みどりの基金	介護従事者処遇改善基金	介護給付費準備基金	次世代育成基金	合計	
23年度末残高	28,844	17,535	1,314,526	0	34,167,822	
積立予定額	5,215	0	358,338	60,250	1,795,430	
取崩予定額	5,000	17,535	135,782	0	8,356,817	
24年度末残高	29,059	廃止	1,537,082	60,250	27,606,435	

介護従事者処遇改善基金 = 介護従事者処遇改善臨時特例基金

(2) 資金運用計画

平成24年度の運用においては、基金の積立、取崩の計画等に基づき、金利動向を注視しながら、対象となる基金の運用期間並びに運用商品の選定を行います。

国債等で運用をしている債券の今年度満期分66億円は、取崩の計画について財政部門と緊密に連絡を取りながら、再投資の可否について判断します。

債券による運用については、主として国債証券、政府保証債証券、地方債証券を対象とし、運用期間は資金計画、収益の状況等を勘案した最適な期間といたします。

預金による運用については、定期性預金等を中心に運用期間は上限を2年までとして、金利動向を見極めながら預け入れ期間の決定を行うこととし、流動性確保のため全体の運用額に占める預金の比率を概ね40～50%とします。

4 債券及び預金の選択基準

(1) 債券の選択基準

国債証券、政府保証債証券、地方債証券以外の債券を購入する場合は、信用力が高く、債務履行の確実性が高いと判断される債券(別表1に定める格付け機関の格付けにおいてA格以上、同一銘柄に対する格付評価が分かれる場合は、その中で比較して最低の格付がA格以上)とします。

(2) 預金の選択基準

預金の預け入れ先となる金融機関の選択にあたっては、「自己資本比率」「格付け」等の指標に基づき、経営状況を分析し、預け入れ先を決定します。

なお、金融機関の経営状況の分析については、「株価」を監視指標として位置づけ、その動向把握に努めるとともに、企業の信用力を評価する「格付け」についても、その動向に注目し、定期的な監視に努め、「株価」「格付け」のいずれかで一つでも、経営状況の悪化を示す兆候がみられた場合には、当該金融機関から経営状況の報告を求めます。

(別表1) 格付け機関

- | | |
|---|------------------------------|
| 1 | 株式会社格付投資情報センター |
| 2 | 株式会社日本格付研究所 |
| 3 | スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス |
| 4 | フィッチレーティングスリミテッド |
| 5 | ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク |

(50音順)

以上

港区の「平成 21 年度公金管理運用計画」

1 経済・金利動向と計画策定の考え方

米国発の金融危機が世界的な経済・金融危機へと広がり、日本経済にも深刻な影響を及ぼしています。とりわけ昨年秋以降、景気の落ち込みは激しく、急激な円高も影響し、多くの企業では業績の下方修正をし、赤字決算の見通しを発表する企業も数多くあります。これに伴い雇用環境も悪化し、非正規雇用者を中心に雇用調整も本格化しつつあります。個人消費は低迷し、さらなる企業業績の悪化につながる懸念もされています。

また、米国では金融機関への公的資金の資本注入を行っているものの、金融不安で景気が一段と冷え込み、経営がさらに悪化するという悪循環が懸念されており、日本や欧州の金融機関においても保有有価証券の下落や実体経済の悪化の影響が大きくなってきています。

このため、政府・日銀は利下げ、金融機関や一般企業に対する公的資金の注入、コマーシャルペーパーや銀行保有株の買い取りなどの対策を講じ、金融機関や一般企業の基盤強化、金融システムの安定確保を図っています。

しかしながら世界的な経済後退が続く中、内需、外需ともに厳しい状況が続くと見込まれ、平成 21 年度の実質経済成長率はマイナス成長が予測されています。

金利については、昨年日銀が 2 度にわたり政策金利を利下げしたことにより、債券や預金の金利は低下しました。今後については景気動向が不透明であり、金利の上昇はすぐには見込めない状況となっています。

平成 21 年度の公金管理運用においては、上記の状況に鑑み、引き続き安全性を第一義に確保した上で効率的な管理運用を行っていきます。

2 歳計現金等

歳計現金等については、地方自治法施行令により、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないとされています。

区では日々の支払いに備えるための支払準備金は、流動性を確保するため指定金融機関の普通預金等の流動性預金で保管します。さらに収支予定に基づき、

支払準備金を上回る余裕資金については、効率性の観点から定期性預金で保管します。

3 基金（積立基金）

(1) 基金残高の見通し

平成 20 年度末の積立基金残高は約 1,260 億円ですが、公共施設等整備基金や教育施設整備基金を中心に約 280 億円の取り崩しが見込まれるため、これに積立額を考慮すると、現時点での平成 21 年度末の基金残高の見込み額は約 1,130 億円程度となります。

(2) 資金運用計画

運用にあたっては、各基金の積立及び取崩の計画等に基づき、金利動向に注目しながら、運用商品並びに運用期間の選定を行います。

預金による運用については、定期性預金により 1 年を上限として、金利動向を見極めながら預け入れ期間の決定を行うこととします。金融機関の選別にあたっては、条例で預託先金融機関の条件が定められている等の基金を除き、「港区公金管理運用方針」に定める条件を満たす金融機関の中から原則として金利の引き合いにより効率性の高い金融機関に預け入れします。

債券による運用については、財政調整基金において基金残高の 1 / 2 を限度として、国債、政府保証債、地方債及び地方債に準ずる債券により、運用期間は 5 年程度とし、金利変動リスクを分散できるラダー型ポートフォリオ^(注)での運用を中心として行います。公共施設等整備基金、教育施設整備基金、定住促進基金については財政計画において今後取り崩しが予定されていますので、計画に応じて短期での運用へ切り替えていきます。

(注)ラダー型ポートフォリオ：償還期限の異なる債券を各期間にほぼ同額ずつ組み込む方式であり、金利変動リスクを分散でき、平均的な収益をあげられる特徴があります。